

20200430

厚労省連絡室御中

日本共産党 高橋千鶴子

新型コロナウイルス対策に関する質問書について

連日の対応、ご苦労様です。各制度について要件緩和や柔軟対応などを通知して下さっていることに敬意を表します。

とはいえ膨大な事務量の中、現場の窓口は追いついておらず、従来通りの対応になっているということで相談などが寄せられています。新型コロナウイルスがまん延するという特別な状況の中、困っている方たちを救うためにせつかく通知していることが知らされず、使えないでいるということがないよう、強く望みます。

以下、質問させていただきますので、なるべく早く文書でご回答をいただきますよう、お願い申し上げます。

1、 更新手続きに必要な診断書の1年間延長について

1) ①障害年金、②難病患者の医療費助成、③自立支援医療など公費負担医療、④身体障害者手帳及び療育手帳、⑤精神障害者保健福祉手帳、⑥特別児童扶養手当等の認定、更新に必要な診断書の扱いについて、令和2年2月末から令和3年2月末までに期限が到来する方について、それぞれ診断書提出期限を1年間延長するとの理解でよいか。

事務連絡が出されているもの、検討という通知もあるが、統一するべきと思う。確認したい。

2) その際、延長することで不利になることがないよう、障害年金診断書のように、①すでに減給や停止などの診断書が出ている人は減らさず（止めず）来年5月まで現状維持、②増額の判定が出ている場合は翌月から増額、との対応で間違いはないか。統一するべきと思うが。

3) 当事者本人にはお知らせするのか。通知がないので、不安を抱えながら病院に出向く人たちがおり、周知を急ぎ徹底してほしいがどうか。

2、 1で述べた各種手続きについて、新たに手帳が必要になった、受給者証が必要になった

、という方たちについても、外出自粛が求められている中を医療機関に診断をしてもらうのは難しく、感染のリスクも高い。そもそも一般の医療機関でも、新規の受付を断っているところもある。手続きの簡素化が求められるがどうか。

3、 緊急小口融資、住居確保給付金について

1) 問答集の問い7並びに8には、緊急小口資金と総合支援資金の重複貸付、再貸付の取り扱いを聞いているが、重複ではなく、小口資金の貸し付けを受けた者が、特に必要があれば再貸付もできる。また、小口資金から総合支援資金に移行するという整理でよいか。その際「切れ目ない支援を実現する」として、円滑な移行ができるよう求めており、需要があると思われる。総合支援資金への円滑な移行をするために、最低必要な条件はどんなことか。また、3カ月間の延長についても伺いたい。

2) 問11では、自営業者の運転資金については対象外であることが明記されているが、融資や持続化給付金を申し込んでいる事業者でも、休業などのため当座の生活費がないということに変わりはなく、実態に即して対応してもらえるものと思うがどうか。

3) 問4や問13では、緊急小口資金の貸し付け上限の特例20万円について、「臨時休業した小学校等に通う子」の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき、を指定し、かかり増し経費の必要性を認めている。臨時休業の小学校等に通う子どもがいる雇用者だが、事業主が休業手当を払わない場合もある。当該給付金を受けたかどうかにかかわらず、対象児童がいる保護者は特例20万円の対象となると考えてよいか。

4) 問16で、生活福祉資金は、他制度優先が原則だが、母子父子寡婦福祉貸付金は保証人がいない場合、有利子となっていることから、生活福祉資金を優先して差し支えないとしている。この際、母子父子寡婦福祉資金は保証人要件を削除すべきではないか。

5) 問17で、コロナによりアルバイト収入が減少している学生も、雇用形態や身分にかかわらず、貸付対象となる、とある。世帯分離し、あるいは親の仕送りに頼らず奨学金やアルバイトをしながら通っている学生は多い。一方、住居確保給付金については夜学生に限定しているように読める。(住居確保給付金Q&A 4月30日改定)

夜学生に限らず、上記のような学生の場合や、同じような条件でかつ内定取り消しされた学生においても、特例貸付も住居確保給付金どちらも対象となると思うがどうか。また、制度の周知にあたっては、学生向けの支援策の中に位置付けて周知するなど、工夫が必要と思うがどうか。

6) 問21では、特に急を要する場合の対応について、翌々営業日までに送金が行われるよう、申込書の到着と同時に送金処理を行うなど事務処理の迅速化をうたっている。間に土日祝日を挟む場合もあり、できるだけ2日目送金を徹底されたい。

①実印や印鑑証明は求めないとあるが、拇印を求められるといった対応もあり、印鑑を持っていない外国人などが迫られる人権侵害に近い事態もあり、問題では。

②問22では、失業給付や他の公的給付を受けている者についても、「機械的に貸し付けの対象外とするのではなく」と指摘しており、実際、公的給付といっても十分な生活費とはなりえないことも多いことから、なるべく可能となるよう、周知徹底されたい。

③同じ問22で、生活保護を受給している者については、基本的には貸付の対象外となると考えられる、とあるが、生活保護を申し込んだが、まだ支給決定されておらない場合は、2日後送金という緊急小口資金がつなぎとしても重要であり、対象となると考えてよいか。

7) 問25では、DVのため避難していることなどにより、住所地が異なる場合どうなるかとの問いに、住民票の世帯ではなく、居住地での居住の実態で対応するとある。これは、DVだけか。住民票を移していない学生、単身赴任など、住居と違う場合はほかにもあると思うがどうか。

4、 社会保険労務士などの相談業務について

雇用調整助成金の要件緩和は歓迎すべきだが、事務量が多く煩雑で、なかなか支給が進んでいないとの指摘がある。今年4月からの新様式(様式特第6号)での支給確認申立書による誓約を事業主のみならず、社労士にも連帯責任を負わせている。不正受給があった場合の反則金、氏名公表、5年間の助成金申請業務の停止なども誓約させられるというのは極めて厳しいのではないか。

社労士は大臣が免許取り消しもできる国家資格であり、非弁行為など企業側に加担した悪質事例については厳しく指導すべきであるが、今求められているのは、労務管理などに習熟していない中小零細企業にも、雇用調整助成金をしっかりと活用してもらい、雇用を維持することである。その橋渡し役となる社労士が連帯責任を恐れて尻込みするようなことがないよう、柔軟に対応すべきと思うがどうか。